

副  
本

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 国ほか1名

## 準備書面(3)

令和元年8月26日

水戸地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告国指定代理人	飯塚 晴久	
	牛山弓弦	
	益子浩志	
	田巻忠男	
	石井建吉	
	木幡匡彦	
	竹本康彦	
	大瀬茂樹	
	石川直人	
	秋永輔	
	星野吉廣	
	橋山政博	

被告国は、本準備書面において、原告の2019年6月10日付け求釈明申立書における求釈明に対し、必要と認める限度で回答する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

### 第1 求釈明事項①について

#### 1 原告の求釈明

本件当時、[REDACTED]がいた東日本センター内休養4号室における動静監視体制はどのようなものだったのか。

#### 2 被告国的回答

平成26年3月当時、東日本センター休養室に収容中の被収容者に対する動静監視は、東日本センター処遇事務室内テレビ監視所において勤務する警備会社の警備員（以下「ガードマン」という。）1名ないし2名が24時間体制で監視カメラによるテレビ監視を行うとともに、入国警備官である看守責任者1名及び副看守責任者2名ないし4名が、隨時、休養室の前に赴き、被収容者の様子を目視及び聴音により確認していた（乙第14号証）。

なお、テレビ監視においては、休養室の音声を確認することが可能である。

### 第2 求釈明事項②について

#### 1 原告の求釈明

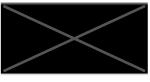
平成26年3月29日午後6時から同月30日午前7時までの間、誰が、どのような手段で、[REDACTED]の動静を監視していたのか。

#### 2 被告国的回答

原告が釈明を求める日時の間においては、ガードマン1名が監視カメラによるテレビ監視を行い、看守責任者1名（橋本聖）及び副看守責任者3名（宮崎勇、牟田貴幸及び三浦寛明）が、隨時、休養室の前に赴き、[REDACTED]の様子を目視及び聴音により確認していた（乙第14号証、乙第15号証）。

### 第3 求釈明事項③について

#### 1 原告の求釈明

平成26年3月29日午後6時から同月30日午前7時までの間、の動静監視に当たっていた職員は、の動静監視について医師又は上司からどのような指示を受けていたのか。

#### 2 被告国回答

に係る医師からの指示は、朝夕の体温と血圧測定、及び週1回の体重測定であった。(甲第4号証4枚目)。上記の医師の指示については、業務引き継ぎの際に前任者から引き継いだものであり、そのほかに、上司等から特段の指示はなかった。

### 第4 求釈明事項④について

#### 1 原告の求釈明

乙第12号証に写っている職員は、の様子を見て、どのような状況にあると判断し、救急搬送の必要性についてどのように判断したのか。

#### 2 被告国回答

当時のの状況は被告国準備書面(2)第2の3及び4(10ないし18ページ)で述べたとおりであり、平成26年3月29日午後6時から同月30日午前7時までの間にの動静監視に当たっていた職員は、そのような状況を前提に、平成26年3月30日午前6時56分に至るまでは、救急搬送の必要性はないと判断していたものである。

### 第5 求釈明事項⑤について

#### 1 原告の求釈明

の様子について各職員間の申し送りはどのような内容だったのか。

## 2 被告国回答

平成26年3月28日及び同月29日の業務引継ぎにおいて、同年3月27日に休養室に移室した経緯、動静、投薬状況、血圧・体温の測定結果等が引き継がれていた（乙第14号証2枚目、乙第16号証の1及び2、乙第17号証及び乙第18号証）。

また、東日本センターにおいて、被収容者の動静監視を担当する職員は、いずれも処遇事務室において勤務しており、被収容者の動静監視に係る情報は、業務中に、適宜、口頭で連絡して共有することが一般的である。

## 第6 求釈明事項⑥について

### 1 原告の求釈明

休養・単独・保護室動静日誌は、誰がどのようにして作成したのか。

### 2 被告国回答

休養・単独・保護室動静日誌（以下、「動静日誌」という。甲第15号証）は、テレビ監視業務を行っているガードマンにおいて、項目、時間、異状の有無及び確認状況を記載して作成したものである。

なお、原告は、動静日誌の項目である「動静」と乙第12号証のDVD映像における動静監視の状況が相違している旨主張するが、上記のとおり、動静日誌は、ガードマンにおいて、テレビ監視により確認した被収容者本人の行動や状況を記載したものであるから、ガードマンにおいて動静確認を行った時刻に、看守責任者等の東日本センター職員が休養室前に赴き動静監視を行ったことを示すものではない（乙第14号証）。

以上